鈴建第2648号
令和3年2月26日

三重県土地家屋調査士会
会長　古尾　圭一　様

鈴鹿市長　末　松　則　子

狭あい道路対策事業の事業概要等に係る周知について（依頼）

平素は，当市建築行政につきまして，御協力を賜りありがとうございます。

さて，狭あい道路対策事業につきましては，令和3年度から，事業の対象，手続き，寄附に対する助成制度のほか，担当窓口を変更する方向で検討していることをお知らせしたところです。

予算が成立した場合，担当窓口を市街地整備課へ移し，別紙の事業概要，事業フロー及び様式により，4月20日をめどに寄附の受付けを開始させていただきます。

つきましては，大変恐縮ではございますが，貴団体の会員様に周知くださいますようお願い申し上げます。

なお，様式の電子データが必要でしたら，下記のアドレスへメールをいただけば，折り返し，送付させていただきます。

事務担当
鈴鹿市都市整備部建築指導課
建築指導グループ
TEL059-382-9048
e-mail kenchikushido@city.suzuka.lg.jp

狭あい道路を４メートルに拡幅しています

(案) 狭あい道路拡幅推進事業にご協力ください

R03 年度版

日常の人や車の通行の安全，通風・採光・日照等の生活環境，災害時の避難など防災上の安全性を向上し，安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため，狭あい道路の拡幅用地やすみ切り用地を御寄附いただき，順次，４メートルに拡幅しています。

※４メートル未満の狭あい道路に面して建物や塀等を建築する場合，建築基準法の規制により，道路の中心から２メートル以内の範囲（拡幅用地）は建築敷地として使用することはできず，また，その範囲内にある既設の塀等も取り壊さなければなりません。

建築計画を作成するにあたっては，建築敷地や接道等について，あらかじめ，民間の確認検査機関又は建築指導課（TEL059-382-7651・9048）に相談されることをお勧めします。

対象と事業内容　建築基準法第 42 条第２項道路等（狭あい道路）に面した敷地

あらかじめ，下記連絡先の担当者に事前相談をしてください。

拡幅用地等を更地にし，抵当権等を抹消したうえで，寄附を申出てください。
（寄附をお受けできる拡幅用地等の主な要件は裏面のとおりです。）

区分	管理	報償金	拡幅工事
市に寄附	市	報償金 拡幅用地等の固定資産評価相当額（上限額 50 万円） ※営利目的の事業（不動産の販売・賃貸等）を行おうとする場合等を除く。	市で舗装等 前面道路と同程度 ※営利目的の事業（不動産の販売・賃貸等）を行おうとする場合等を除く。
自己管理	個人	なし	そのまま

※予定件数や予算額に達した時点で，寄附の受付けを停止します。翌年度，予算が確保できた場合は，寄附の受付けを再開します。

※拡幅工事は，予算の範囲内で，優先度等に応じて，順次，市で行います。建築工事・入居等に合わせることはできません。また，当面は拡幅工事を実施しない場合があります。
営利目的の事業を行おうとする場合は，道路管理者と協議のうえ，舗装等を済ませたうえで，寄附を申し出てください。

※市の管理する汚水桝を移設する場合，事前に上下水道局下水道工務課（TEL059-368-1662・1694）へご連絡のうえ，必要な手続きをおこなってください。

連絡先　鈴鹿市都市整備部市街地整備課

案

狭あい道路拡幅推進事業の流れ



【寄附をお受けできる拡幅用地等の主な要件】

①接する狭あい道路が個人又は法人の所有するものでない。
②境界及び位置が明確である。
③抵当権等が設定されていない。
④建築物，門塀，電柱，樹木，量水器，排水桝，地下埋設管等がない。
⑤狭あい道路と同じ高さで，平坦である。
⑥拡幅用地等内の水路の排水が個人又は法人の所有する水路に流入しない。
⑦拡幅用地等のうち，寄附をしないものがない。
⑧営利目的の事業を行おうとする場合は，拡幅工事が完了している。　など
※同一の土地利用形態の拡幅用地については，一括して，寄附してください。

第１号様式（第３条関係）

年　　月　　日

（宛先）鈴鹿市長

土地所有者　住　所
氏　名
電　話（　　）　　－

案

（建築行為の予定がある場合）
建　築　主　住　所
氏　名
電　話（　　）　　－

拡幅用地等寄附申出書

鈴鹿市狭あい道路拡幅整備要綱第３条第１項の規定により，下記の土地を道路敷地として鈴鹿市に寄附します。

記

土　地　の　表　示						
鈴鹿市						
町　又　は　大　字	字	地番	地目	地積（㎡）		摘　要
						拡幅用地 すみ切り用地
						拡幅用地 すみ切り用地
						拡幅用地 すみ切り用地

添付書類

□付近見取図　都市計画図等に拡幅用地等を明示すること。
□配　置　図　狭あい道路の中心線及び拡幅用地等並びに予定建築物等の土地利用計画を明示すること。
□公　　図　拡幅用地等の分筆後のものに限る。拡幅用地等を明示すること。
□地積測量図　拡幅用地等の分筆後のものに限る。拡幅用地等を明示すること。
□全部事項証明書　拡幅用地等の土地の登記に関する全部事項証明書（抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないもの。）
□登記原因証明情報及び登記承諾書
□印鑑登録証明書（原本に限る。）
□固定資産評価証明書（拡幅用地等に係るものであって，原本に限る。）
□現況写真（拡幅用地等の境界及び全景がわかるもの。）

注）営利目的の事業を行おうとするものにあっては，上記の書類のうち，配置図及び現況写真については，施工済みの拡幅工事の内容がわかるものとすること。

第２号様式（第３条関係）

年　　月　　日

（宛先）鈴鹿市長

土地所有者　住　所
氏　名
電　話（　　）　　－

案

（建築行為の予定がある場合）
建　築　主　住　所
氏　名
電　話（　　）　　－

拡幅用地等に関する誓約書

下記の拡幅用地等について，鈴鹿市狭あい道路拡幅整備要綱第３条第４項の規定により，自らの責任において次の事項を遵守することを誓約します。

――誓　約　事　項――

１　拡幅用地内の建築物，門，塀等を除却し，また新たに建築又は築造せず，道路としての機能を保全すること。

２　後退線の主要な位置に杭等を設置し，後退線を明確にして，自らの責任で維持管理すること。

３　土地又は建築物の所有権を第三者に移転する場合には，この誓約事項を承継すること。

記

拡幅用地等の所在	鈴鹿市　　町 丁目　　番地　　地内		
拡幅用地等に関する事項	面積	幅員	延長
	㎡	．　m～　．　m	．　m

添付書類

□配置図　狭あい道路の中心線及び拡幅用地等並びに予定建築物等の土地利用計画を明示すること。